

土浦市バレーボール協会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、土浦市バレーボール協会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、土浦市及び土浦市体育協会との連携を密にして、バレーボールの振興に寄与するとともに、生涯にわたりバレーボールを愛し、会員相互の研修と親睦を図ることをもって目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するための事業を行う。

(事務局)

第4条 本会は、事務局を事務局長宅におく。

第2章 組 織

(組 織)

第5条 本会は、次のものをもって組織する。

- (1) 土浦市クラブバレーボール連盟
- (2) 土浦市ママさんバレーボール連盟（土浦市よそじバレーボールの会）
- (3) 土浦市中学校バレーボール連盟
- (4) 土浦市小学生バレーボール連盟
- (5) その他、土浦市にあるバレーボールチーム
- (6) 土浦市周辺のバレーボールチーム及び愛好者

2 本会を組織する連盟は、毎年度、別に定める負担金を納入するものとする。

第3章 役 員

(役 員)

第6条 本会に、次の役員をおく。

- | | |
|-------------|-------|
| (1) 名誉会長 | 1 名 |
| (2) 会 長 | 1 名 |
| (3) 副 会 長 | 若干名 |
| (4) 顧 問 | 若干名 |
| (5) 参 与 | 若干名 |
| (6) 理 事 長 | 1 名 |
| (7) 副 理 事 長 | 若干名 |
| (8) 常 任 理 事 | 20名程度 |
| (9) 理 事 | 30名程度 |
| (10) 監 事 | 2 名 |

(会長及び副会長)

第7条 会長は役員会の推薦により、副会長は各連盟の連盟長及び会長の推薦する者とし、いずれも総会で承認する。

2 会長は、本会を統轄代表し、副会長は、会長を補佐し会長事あるときはこれを代行する。

(顧問、参与及び監事)

第8条 顧問、参与及び監事は、総会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

2 顧問及び参与は、本会の重要事項について諮問に応ずる。監事は本会の財務を監査する。

(理事長、副理事長及び常任理事)

第9条 理事長・常任理事は、理事の互選による。副理事長は、各連盟の理事長及び会長の推薦する者とし、いずれも総会で承認する。

2 理事長は、本会の一般業務の責に任じ、副理事長は、これを補佐・代行する。常任理事は、一般業務の重要事項について担当、処理をする。

(理事)

第10条 理事は、原則として各加盟団体より推薦し、会長がこれを委嘱する。但し、必要に応じて会長指名の理事をおくことができる。理事は、本会の一般業務を担当、処理をする。

(役員任期)

第11条 役員任期は1年間とし、再任は妨げない。

第4章 専門委員会

第12条 本会に、次の専門委員会をおく。

- (1) 競技委員会
- (2) 審判委員会
- (3) 指導普及委員会
- (4) 総務委員会
- (5) 広報委員会

2 前項の専門委員会に、理事の互選により専門委員長をおく。

第5章 会議

(会議)

第13条 本会には、次の会議をおく。

- (1) 総会（但し、理事会をもって充てる）
- (2) 役員会

(総会)

第14条 総会は、定例総会と臨時総会より成る。

- (1) 定例総会は、年1回会長が召集する。
- (2) 臨時総会は、会長が必要と認めた場合にこれを召集することができる。

(議事)

第15条 総会は、理事会を構成するものの過半数の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもってこれを決議する。

(役員会)

第16条 役員会は、必要に応じて会長が召集する。

第6章 経理

(経費)

第17条 本会の経費は、次のものをもってあてる。

- (1) 登録料
- (2) 補助金及び負担金
- (3) 事業の租収入
- (4) その他の収入

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(経理事務)

第19条 本会の経理事務は、事務局において行う。

第7章 事務局

(事務局)

第20条 事務局に、事務局長（1名）及び事務局員（若干名）をおき、会長がこれを委嘱する。

第8章 補 則

(規約改正)

第21条 本会の規約改正は、総会において承認を得なければならない。

付 則

本規約は、平成8年6月2日から施行する。

平成9年6月7日 一部改正

平成10年5月17日 一部改正

平成12年5月28日 一部改正

平成13年5月27日 一部改正

平成18年5月20日 一部改正

平成21年5月17日 一部改正

平成30年5月13日 一部改正

協会登録連盟の負担金に関する申合せ事項

平成18年5月20日制定

平成21年5月21日改正

平成27年5月10日改正

平成30年5月13日改正

土浦市バレーボール協会規約（平成8年6月2日制定）第5条第2項に定める負担金を土浦市バレーボール協会に納入する連盟は、土浦市クラブバレーボール連盟及び土浦市ママさんバレーボール連盟とし、それぞれの連盟の負担金の額は、年度当初の登録チーム数に1,000円を乗じて得た額とする。

